

## 日本の矯正

岩井 宜子

### 1. 自由刑の意義

施設拘禁を内容とする刑罰を自由刑という。日本の6刑、死刑・懲役・禁錮・罰金・拘留・科料の内、懲役・禁錮・拘留が自由刑である（刑法9条）。刑法典の中の主要な刑罰と言える。ただ、数としては、裁判確定人員の中、83.4%は罰金・科料が占めるが、公判請求される通常第1審では、懲役・禁錮が95.1%を占める。（犯罪白書27年版46・47頁）

近世以前は、死刑・身体刑が主要な刑罰であり、拘禁は主に刑執行までの未決拘禁としての意味をもつものでしかなかったが、18世紀中ごろ以降、民主主義国家の生成とともに、死刑・身体刑等の残虐な刑罰の体系が、自由刑を主体とする刑罰体系へ移行してきたとされる。それは、近代刑法の祖とされる古典学派の刑罰思想が、国家契約説に立ち、犯罪から守ってもらうために国民が国家に付託した法益の総体が刑罰権力であるとし、そのため犯罪から得られる快楽を少し上回る苦痛を刑罰として予告すれば犯罪は防止できるとする抑止刑論にたつて、罪刑均衡、罪刑法定主義を唱えたことに発するとされるが、人間の自由が貴重なものと認識されるようになったこと、麻酔薬の開発とともに、身体的苦痛を加えることが残虐と考えられるようになったこと、建築学の進歩とともに強固な建物による大規模拘禁が可能となったこと等の社会と諸科学の進歩によるところが大きい。

現在の監獄制度の前身となったのは、16世紀イギリスに生まれた懲治場制度である。それは「淫蕩で怠惰な」者、仕事のない者に仕事を与え、子どもたちを訓練する場所として機能することが期待された。近代的自由刑の発祥となるのは、1595年にオランダに設立されたアムステルダム懲治場であり、労働を通しての「教化改善」を目的とした新しい刑種という意義をもっていた。自由刑は、処遇を行って特別予防効果を上げるという他の刑にない意義を当初よりもっていたといえる。

## 2. 日本の自由刑の歴史

日本においては、徳川末期、1778年に始まった「鉱山役夫」の制度が、無罪の無宿者、後には入墨、敲の刑や追放刑に処せられた者を佐渡の金山に送って水替え人足に使役する制度として存在した。1790年に「人足寄場」が江戸の石川島、佃島に設けられ、それは無宿者や入墨、敲の刑に処せられた軽犯罪の前科者等を収容して、わた細工、炭団造り、大工・左官などの作業に従事させ、賃金の一部を官が貯めおいて更生資金とする制度で、近代的自由刑の発祥とみられるものであり、後に懲役刑にあたる徒刑場へと引き継がれた。

明治元(1868)年、仮刑律は、笞、杖、流、徒、死の5刑を定めたが、明治5年、懲役法により、笞、杖は懲役にかえられた。明治14年の監獄則には、監獄として、留置場、監倉(未決者拘禁)、懲治場、拘留場、懲役場、集治監の6種が規定された。明治41年に新刑法の施行と並んで、監獄法が制定施行され、監獄は懲役監、禁錮監、拘留場、拘置監の4種に整理され、警察の留置場が監獄に代用できることが定められた。

監獄法改正作業は、戦前にも行われたが(大正11年の行刑制度調査委員会)、戦後もすぐには改正されなかった。しかし、担当官庁である司法部は法務省、行刑局は矯正局と改められ、行刑理念の変遷とともに、監獄法施行規則の改正や行政命令・通達などによって運用の改善が図られていった。元検事で戦前行刑局長も務めた正木亮氏は、新派刑法学の総帥である牧野英一博士の弟子であり、戦後死刑廃止運動を指導するとともに、矯正協会を設立し、自由刑が犯罪者の更生・社会復帰を目的とする施設処遇であるという理念を矯正職員に徹底させたことが、戦後の監獄運営に大きく資したと考えられる。筆者も東京大学法学部助手のころ(昭和40年)、日本刑事政策研究会の奨学金を受けたが、その面接のとき、正木亮会長が、「刑事学は、人間を対象としているので、刑法解釈学と異なり飽きることがない。大いにやりなさい。」と励まされたのを覚えている。「矯正の父」と呼ばれる人とそのときお会いできたのは幸せであった。

具体的に監獄法改正へと動き出したのは、1976年の法務大臣の諮問に答えて、1980年法制審議会により「監獄法改正の骨子となる要綱」の答申がなされて以来である。それに伴い、1982年4月に「刑事施設法案」と「留置施設法案」が国会に上程されたが、冤罪を生み出すもとなる「代用監獄」制度を恒久化するものとしての反対に会い、成立するに至らなかった。

2002年から2003年にかけて、名古屋刑務所における受刑者死傷事件が明らかになり、受刑者に対する人権侵害が国民に周知されたことを機に、法務省が2003年、広く行刑改革に関する検討を行うことを目的とする「行刑改革会議」を立ち上げて、同年12月に「行刑改革会議提言」が取りまとめられ、その中で、監獄法改正の速やかな実現が求められた。しかし、代用監獄制度をめぐる意見の対立はその当時は解決しておらず、法務省・警察庁・日本弁護士連合会が三者協議会を開き、既決と未決を切り離して法改正をなし、早期に行刑改革を行うことに合意が得られたことによって、2005年5月に刑事施設の施設の事項と既決処遇を規定した「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」が成立・公布された。監獄法は、「刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ收容ニ関スル法律」と改められ、未決処遇を規定する法律として残されたのである。ただ、このままだと、未決拘禁者と既決収容者との間で施設格差が生ずるため、全面的改正の早期実現が待望されていた。そして、ようやく、2006年6月、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律」が制定・公布され、2007年6月1日から施行された。その施行の日より、同法は「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」（以後、刑事収容施設法と略称）と名前をかえ、監獄法の全面改正が実現することになったのである。同法15条に「第3条各号に掲げる者は、……刑事施設に收容することに代えて、留置施設に留置することができる。」の規定が置かれ、代用監獄規定にあたるものは、存置された。

### 3. 受刑者の法的地位

刑事収容施設法によって、受刑者の法的地位が明定された。戦前は、受刑者は「特別権力関係」の下にあり、刑務所の中ではすべての市民権が否定されるという考え方が支配していたが、戦後、国連の「被拘禁者処遇最低基準規則」において「自由刑においては自由剥奪以上の苦痛は科されてはならない」という原則が示され、我が国においても、監獄法は維持しつつも、昭和21年に司法次官通牒「監獄法運用ノ基本方針ニ関スル件」が出され、「受刑者は、自由刑の当然の効果として身体の自由が剥奪され、また、処遇の必要上及び監獄の管理運営上、最小限の権利の制限を受ける場合があるが、それ以外の点においては、基本的人権を失うものではない」と人権尊重の原理が確認されていた。

刑事収容施設法第1条の目的規定は、刑事施設の適正な管理運営と受刑者の人権の尊重、個別の適切な処遇の3つをうたっている。受刑者の権利として、宗教上の行為、書籍や新

聞などの閲覧の権利保障がなされ、信書の発受は原則自由とした。刑事施設内の規律秩序を乱す行為に対して科さざるをえない懲罰の要件・内容についても明定し、最も重いものが30日以内の閉居とされた。懲罰を科す手続きについても受刑者に弁解の機会を与えなければならないとし、受刑者を補佐すべき者を刑事施設の職員のうちから指名するものとしている。不服申立制度も整備された。

また、行刑運営の透明性を確保するために、第三者からなる「刑事施設視察委員会」が設置された。

#### 4. 矯正処遇

受刑者には、矯正処遇として、作業・改善指導・教科指導を行うと規定された。刑法は依然として、懲役・禁錮の区別を維持しており、各則には、破廉恥犯（倫理義務違反を伴う犯罪）には懲役、非破廉恥犯（確信犯・過失犯等）には禁錮が法定刑として規定されている。懲役は刑事施設に拘置して所定の作業を行わせると規定され、禁錮は刑事施設に拘置すると規定されているが、禁錮受刑者も請願作業をほとんど、行っており、懲役・禁錮の区別を維持する意義はあまりないと言え、自由刑を単一化すべき時期にきていると思われる。

刑執行開始時に処遇調査が行われ、個別処遇要領を刑事施設の長が定めるものとされている。

##### 1) 作業

作業は、懲役の名が示すように、懲らしめのため、強制労働を科すという意味が込められていたが、監獄制度が懲治場制度に端を発するように、労働を通して教化・改善をするという意味が当初より存在した。規則正しい労働は、施設内に規律秩序をもたらし、改善・社会復帰のための処遇手段として機能することが期待されている。

平成15年の「行刑改革会議提案」において、刑務作業を今後も処遇の重要な内容として位置づけることに異論がないとする一方、必要に応じて作業時間を短縮するなど、より柔軟な刑務作業の在り方を検討すべきであるとしたのを機に、それまで、1日8時間、1週間につき40時間の作業が堅守されてきたのが改められた。現在は、個々の受刑者について定められる処遇要領に基づき実施されるものとされ、矯正指導及び作業を行う時間は、

これらを合算して8時間を超えない範囲とし、矯正指導を行う場所の確保、製造作業に係る納期限その他の事情から必要があるときは、1日につき12時間を超えない範囲で定め得るとされている。

作業として、職業訓練、生産作業（木工、印刷、洋裁、金属等の物品製作作業及び労務提供作業）、社会貢献作業（公園等の除草作業などボランティア的な労務提供作業）、自営作業（炊事、清掃、介助、設備の修繕等の刑事施設の運営に必要な作業）が行われている。作業は刑事施設内で行うものが大部分であるが、構外作業場で行うものもあり、受刑者を職員の同行なしに外部の事業所に通わせる外部通動作業も導入されている。作業収入は国庫に帰属するが、平成26年度における作業による歳入額は、約41億円であり、受刑者には、従事した作業に応じ、作業報奨金が支給され、平成26年度には、1人1か月当たり平均で4816円であった。

## 2) 矯正指導

入所直後は、原則として2週間、オリエンテーションが行われる。

一般改善指導は、講話、体育、行事、面接、相談助言その他の方法により、贖罪意識の涵養、規則正しい生活習慣や健全な考え方を付与し、心身の健康の増進を図ること、社会復帰の心構えを持たせ、社会適応に必要なスキルを身に付けさせることを目標として一般受刑者に対して行われる。

特別改善指導は、現在、薬物依存離脱指導、暴力団離脱指導、性犯罪再犯防止指導、被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導、就労支援指導の6類型が実施されている。

犯罪対策閣僚会議が、平成24年に「再犯防止に向けた総合対策」を決定し、「対策決定時に20%あった出所者の2年以内再入率を、平成33年までの10年間で16%以下に減少させる」という数値目標を掲げたことから、出所後の更生に特に関連の深い職業を得させるための就労支援、再入率の高い薬物依存症者に対する離脱指導等が特に力点をおいて行われている。

## 3) 教科指導

社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対して行う補修教科指導と、学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に資すると認められる受刑者にその学力に応じてなされる特別教科指導が行われて

いる。平成 19 年度から文部科学省との連携により、刑事施設内において高等学校卒業程度認定試験を実施している。

#### 4) 制限の緩和と優遇措置

かつては、累進処遇が基本とされていたが、社会復帰を目指す処遇にはあまり役立たないのではないかという反省のもと、それに代わる段階的処遇として受刑者の自発性や自律性を涵養するため、改善更生意欲・社会生活に適應する能力の高まりに応じて、順次、規律・秩序の維持のための制限を緩和する制度として第 4 種から第 1 種までの区分を指定し、定期的または随時に変更を行う制度が実施されている。第 2 種では、刑事施設外の作業が可能となり、第 1 種では、居室に施錠が行われない。

また、6 か月ごとに受刑態度を評価し、良好な順に第 1 類から第 5 類までの優遇区分に指定し、外部交通回数や自弁で使用できる物品の範囲などで優遇を行っている。

### 5. 日本の刑務所

平成 27 年 4 月 1 日現在、刑事施設は 8 矯正管区に統括され、本所が 77 庁（刑務所 62 庁、少年刑務所 7 庁、拘置所 8 庁）、支所が 111 庁（刑務支所 8 庁、拘置支所 103 庁）である。府中刑務所は最大の収容定員を持っている。

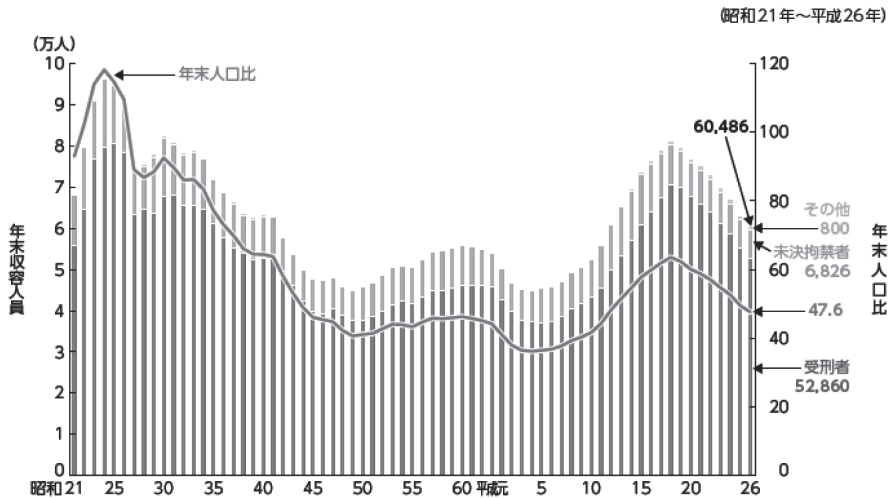
「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年）に基づき、刑事施設の整備・運営に PFI (Private Finance Initiative) 手法の活用が図られ、現在、美祢社会復帰促進センター（平成 26 年度の収容定員 1300 人、うち女子 800 人）、喜連川社会復帰促進センター（同 2000 人）、播磨社会復帰促進センター（同 1000 人）、島根あさひ社会復帰促進センター（同 2000 人）が PFI 手法により整備され、運営されている。これらの社会復帰促進センターにおいては、民間のノウハウとアイデアを活用した各種のプログラムに基づく職業訓練や改善指導を実施している。例えば、美祢社会復帰促進センターでは、GPS 機能を用い、受刑者の施設内単独歩行を認めることなども行われている。

このほか、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成 18 年）に基づき、平成 22 年度から、静岡刑務所及び笠松刑務所において総務・警備業務の、そして黒羽刑務所、静岡刑務所及び笠松刑務所において作業・職業訓練・教育・分類業務の民間委託を行っている。

戦後の収容状況の動向をみると図 1 のとおりである。

平成 18 年に昭和 31 年以降最多となる 81255 人を記録し、平成 14 年から 18 年、既決の収容率は 100% を上回っていたが、その後、刑務所の増設もなされたのに伴い、平成 26 年には、収容者 60486 人、収容率も 74.4% に低下している。

図1 刑事施設の年末収容人員・人口比の推移

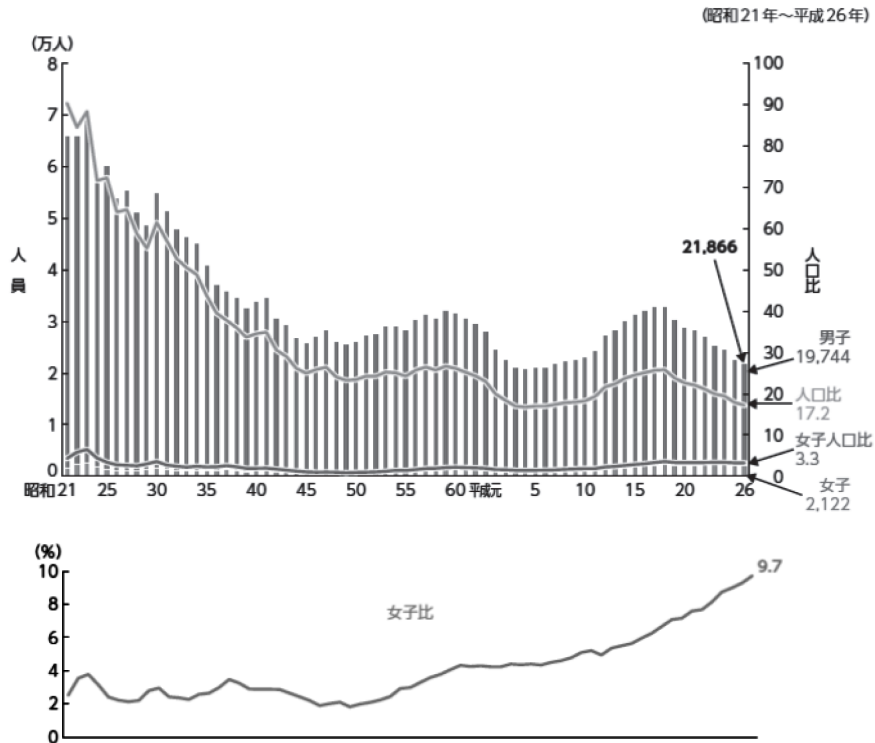


- 注 1 行刑統計年報、矯正統計年報及び総務省統計局の人口資料による。  
 2 「年末収容人員」は、各年12月31日現在の収容人員である。  
 3 「その他」は、死刑確定者、労務留置者、引致状による留置者、被監置者及び観護措置の仮収容者である。  
 4 「年末人口比」は、人口10万人当たりの各年12月31日現在の収容人員である。

(平成 27 年版犯罪白書 56 頁から引用)

女子の入所受刑者は、図 2 に見る通り、平成 4 年の 914 人以降一貫して増加し、既決の収容率は平成 17 年には、130% に達していたが、平成 23 年以降は、美祿社会復帰センターに収容棟を増設し、26 年には女子を収容する刑事施設を新たに指定するなどの対応がなされ、平成 26 年には 96.1% に低下している。女子の一般刑法犯検挙人員に占める率は、昭和 39 年に 10% を超え、昭和 63 年に 20% を超えた後、20% 程度で推移している。女子受刑者の増加は、悪質化、高齢化等が影響していると思われる。

図2 入所受刑者の人員(男女別)・人口比・女子比の推移



注 1 行刑統計年報、矯正統計年報及び総務省統計局の人口資料による。

注 2 「人口比」は、人口10万人当たりの入所受刑者人員であり、「女子人口比」は、女子の人口10万人当たりの女子の入所受刑者人員である。

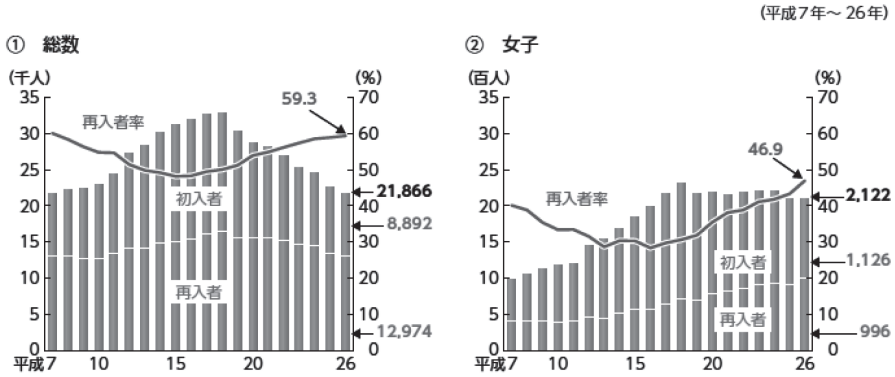
(平成 27 年版犯罪白書 58 頁から引用)

## 6. 課題

このように、社会復帰を目的とした矯正処遇が、実施されているのが、日本の刑務所であるが、出所後また刑務所に戻ってくる再入者の数はなかなか減少しない。閉鎖施設内の訓練では、量の上の水練に等しく、実効性がないということは指摘されてきた。施設から社会に復帰させるためには、社会内の居場所づくり、仕事の確保、社会に馴染むための援助等が必要である。矯正処遇内容の改善のみでは、更生の目標を達せられないというのが、課題として存在する。



図3 入所受刑者人員中の再入者人員・再入者率の推移（総数・女子）

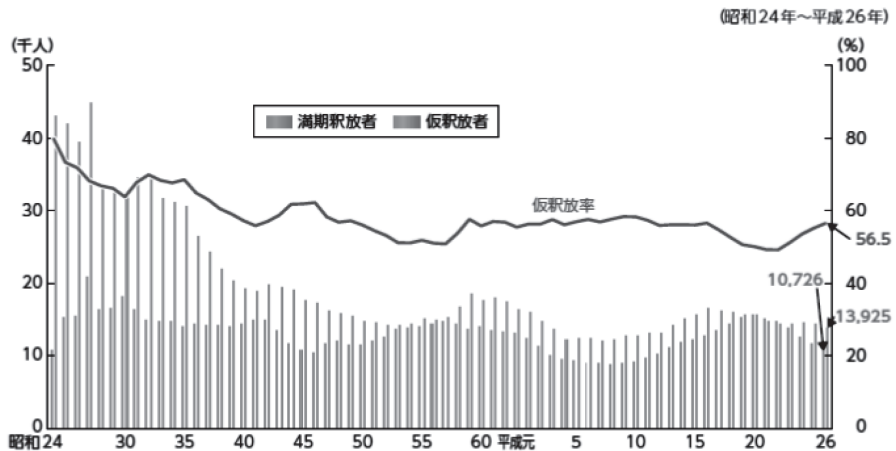


注 矯正統計年報による。

(平成27年版犯罪白書 149頁から引用)

自由刑は、刑期の3分の1を経過すると仮釈放が可能であり、仮釈放期間中は保護観察を受け、仮釈放中に再犯をすると残刑が執行される。このように、施設処遇から社会内処遇へスムーズに移行することができ、更生率も高くなるが、満期釈放に対しては、何の制約も科せないため、再犯の危険性は高まる。しかし、満期釈放者が依然として多い状況にある。

図4 出所受刑者人員・仮釈放率の推移



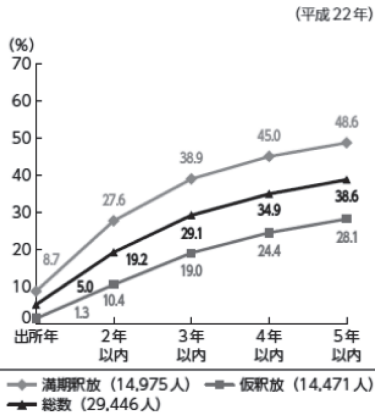
注 1 行刑統計年報及び矯正統計年報による。  
2 女子の満期釈放者及び仮釈放者の人員の推移等については、CD-ROM参照。

(平成27年版犯罪白書 72頁から引用)

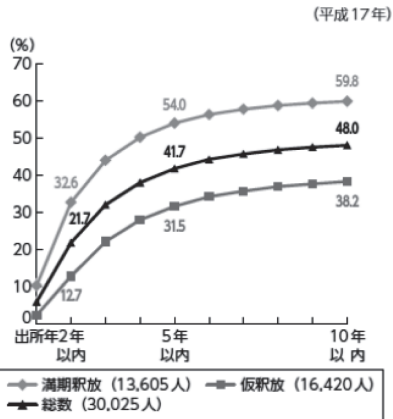
図5に示すように、満期釈放の再入率は、仮釈放に比し明らかに高い。

図5 出所受刑者の出所事由別累積再入率

① 5年以内



② 10年以内

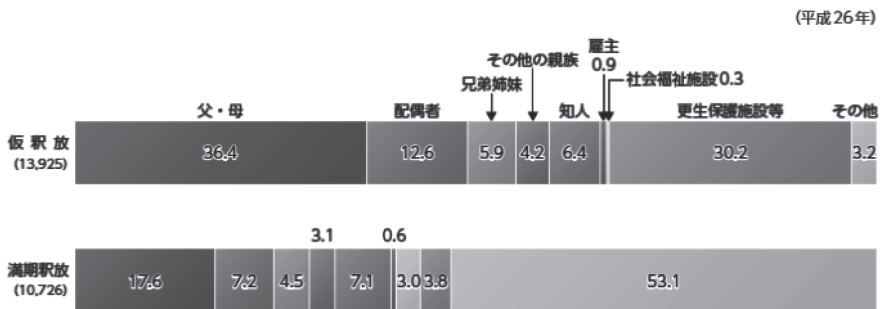


注 1 法務省大臣官房司法行政部の資料による。  
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放又は仮釈放の者を計上している。  
 3 「累積再入率」は、①では平成22年の出所受刑者の人員に占める同年から26年までの各年の年末までに再入所した者の累積人員の比率を、②では17年の出所受刑者の人員に占める同年から26年までの各年の年末までに再入所した者の累積人員の比率をいう。

(平成27年版犯罪白書 151頁から引用)

仮釈放を増すことが課題となるが、図6のとおり、満期釈放者の半分以上が、帰住先がその他の不明、暴力団関係者等になっている。このしっかりした引き受け手がないことが、仮釈放を得られない理由となっているとも考えうる。

図6 出所受刑者の帰住先別構成比(出所事由別)



注 1 矯正統計年報による。  
 2 「帰住先」は、刑事施設を出所後に住む場所である。  
 3 「更生保護施設等」は、更生保護施設、就業支援センター及び自立更生促進センターである。  
 4 「その他」は、帰住先が不明、暴力団関係者、刑終了後引き続き被告人として勾留、入国管理局への身柄引渡し等である。  
 5 ( )内は、実人員である。

(平成27年版犯罪白書 61頁から引用)

このように、受刑中に家族のいない者に対しては、更生保護施設等への復帰等の調整が図られることが仮釈放を増大させるための鍵と考えられるが、日本の場合、刑期は比較的短く、男子は2年以下が56.9%、女子は2年以下が69%占めているため、そのような調整をする暇もなく満期釈放に至るものも多いと思われる。

図7 入所受刑者（懲役）の刑期別構成比（男女別）

		(平成26年)				
		1年以下	2年以下	3年以下	5年以下	5年を超える
男子	(19,663)	20.0	36.9	24.4	13.1	5.7
女子	(2,116)	22.9	46.1	20.5	6.0	4.5

- 注 1 矯正統計年報による。  
 2 不定期刑は、刑期の長期による。  
 3 「5年を超える」は、無期を含む。  
 4 ( )内は、実人員である。

(平成27年版犯罪白書 60頁から引用)

累犯傾向を斟酌し、十分な受刑処遇期間を確保していくことも課題ではないだろうか。